

有害
指定管理
鳥獣捕獲

(一社)大日本猟友会 令和7年度都道府県向け 鳥獣被害対策総合補償制度のご案内 (施設賠償責任保険・総合生活保険)



一般的なハンター保険では対象外となる事故を補償する制度です

自治体・猟友会が
法律上の賠償責任
を負った場合を
補償

わな、網、柵の
使用に起因する
事故を補償
(賠償)

手術保険金の
お支払いが可能
(傷害)

鳥獣被害対策の活動において必要な補償を手厚く準備できます

契約者

一般社団法人 大日本猟友会

加入対象者

都道府県、県猟友会等の団体

対象となる事業

都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策、または指定管理鳥獣捕獲等事業

保険期間

令和7年6月1日午後4時～令和8年6月1日午後4時まで
※毎月1日付で途中で加入することも可能です。

加入手続方法

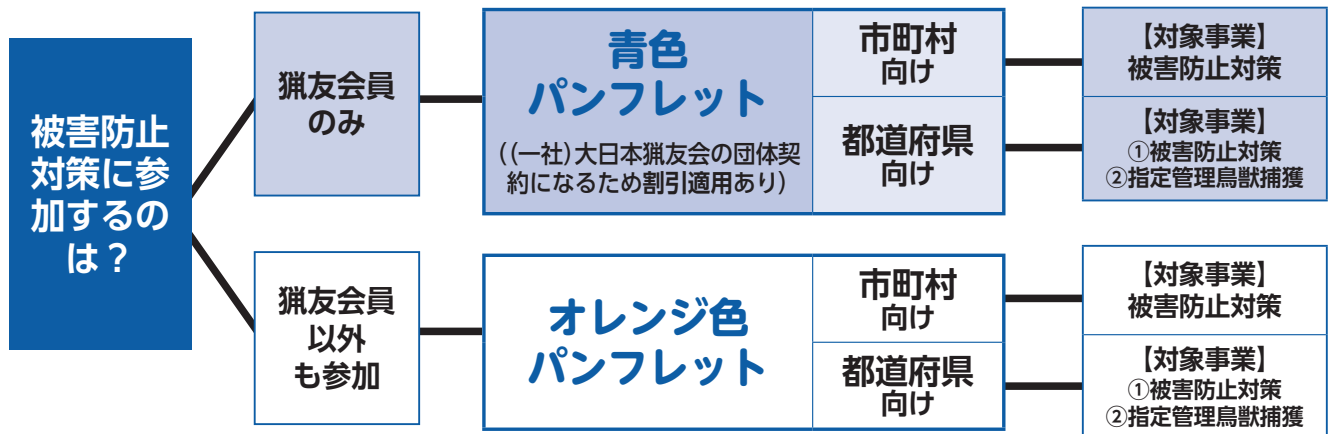
都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策については様式1に、指定管理鳥獣捕獲等事業については様式2に必要事項を記入し、捺印の上、東京海上日動あんしんコンサルティング(株)に郵送または電子メールにて送付してください(7ページ参照)。また、加入依頼書記載の振込先へ保険料を期日までにお振込みください。

募集締切

令和7年5月16日(金)※年間加入の場合

【初めにー読ください】

当商品は大きく2タイプ(青・オレンジ)に分かれます。被害防止対策に誰が参加するかでご覧いただくパンフレットが異なります。



【補償の種類】

本制度では2つの補償をご用意しています！

①第三者に対する賠償 (施設賠償責任保険) …………… P3

<主な補償範囲>

銃器・猟犬の使用

わな、網、柵の使用

自治体や猟友会の法律上の損害賠償責任

②被害防止計画に参加する方のケガ (総合生活保険) …………… P5

<主な補償範囲>

入院・通院・手術

自治体・団体として十分な補償を備えられていますか？

<加入者様の声>

- ・ハンター保険で、わな、網、柵リスクも補償されると思い込んでいた。
- ・狩猟者さんが加入する、共済・ハンター保険頼みだったので、自治体(団体)として加入できてよかった。
- ・自治体や団体が訴えられる可能性を想定できていなかった。
その際、ハンター保険では補償されないことも分かっていなかった。ひやっとした。

【制度設立の背景】

近年、都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策(以下「都道府県が主体となる被害防止対策」という。)及び指定管理鳥獣捕獲等事業において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故等による人身等への被害が発生しています。

こうした中、(一社)大日本猟友会と東京海上日動火災保険株式会社が共同で、上記事業を補償範囲とした補償制度を開発致しました。具体的には、都道府県または県猟友会を加入対象者(保険料負担者)とし、猟友会構成員を補償対象者とした傷害保険・賠償責任保険です。本制度は、(一社)大日本猟友会を団体契約者とする事でスケールメリットを効かせ、割安な保険料を実現しております。

また、(一社)大日本猟友会の共済保険及び民間ハンター保険と異なり、都道府県が主体となる被害防止対策のみを補償対象としていることから、保険料の一部は各種交付金の支援等の対象となることが可能です。

本保険への加入が、被害防止対策を行う皆様が安心して事業に取り組める土台作りになると考えております。都道府県、県猟友会の皆様におかれましては、是非積極的なご加入を検討頂きたく、何卒宜しくお願い致します。

1. 鳥獣被害対策 賠償責任保険(施設賠償責任保険)

賠償責任保険では、以下の①～④の業務に起因して、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その賠償金等を補償します。

①捕獲者による、都道府県が主体となる被害防止対策(*)または指定管理鳥獣捕獲等事業を行っている間における銃器の使用

②捕獲者による、都道府県が主体となる被害防止対策(*)または指定管理鳥獣捕獲等事業の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程中における猟犬の使用

③捕獲者による、都道府県が主体となる被害防止対策(*)または指定管理鳥獣捕獲等事業を目的とするわな、網、柵、止め刺し機等の猟具の使用

④捕獲者による、都道府県が主体となる被害防止対策(*)または指定管理鳥獣捕獲等事業を目的として設置したわな、柵等を対象とした見回り

(*)都道府県が主体となる被害防止対策とは、都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策を指します。

なお、本制度は事業ごとの加入となりますので、都道府県が主体となる被害防止対策と指定管理鳥獣捕獲等事業の双方を補償とする場合は、2事業分(様式1、様式2)のご加入が必要です。

引受保険会社は、上記の事由に起因する事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

(1) 賠償責任保険の特徴:

■わな、網、柵の使用および設置に起因する事故も補償対象です(一般的なハンター保険では免責)。

■都道府県または県猟友会が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象となります(一般的なハンター保険では免責)。

(2) 加入対象者・被保険者(保険の対象となる方):

●パターン1

加入対象者(保険料負担者):各都道府県

記名被保険者:各県猟友会

被保険者:①都道府県、②都道府県が指定する県猟友会、③指定された県猟友会に所属する猟友会構成員

(但し、都道府県が主体となる被害防止対策または指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります)

●パターン2

加入対象者(保険料負担者):各県猟友会

記名被保険者:各県猟友会

被保険者:①委託元の都道府県、②加入した県猟友会、③加入した県猟友会に所属する猟友会構成員

(但し、都道府県が主体となる被害防止対策または指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります)

(3) 保険料:

都道府県が主体となる被害防止対策または指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する猟友会構成員1人あたり3,000円(年間保険料)

※保険加入後の人数増減の手続きは不要です。

なお上記の保険料は、1事業分の保険料となります。都道府県が主体となる被害防止対策と指定管理鳥獣捕獲等事業の双方を補償対象とする場合、2事業分の加入が必要です。引受保険会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した人数が実際の人数に不足していたときは、申告された人数に基づく保険料と実際の人数に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

(4) 補償内容:

対人・対物賠償共通 支払限度額1億円(1名・1事故・保険期間中)

初期対応費用 支払限度額300万円(1事故)(※1)

免責金額(自己負担金額)はありません。

(※1)身体障害見舞費用は、1事故において被害者1名につき10万円が限度。〔「初期対応費用担保特約条項」の支払限度額の内枠〕。

(5) 想定事故例:

- 被害防止対策の実施中、シカと見間違えて人を撃ってしまった。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の活動中、不十分な状態でわなを設置してしまい、かかったイノシシが逃げ出し、周囲にいた人を襲いけがをさせてしまった。
(一般的なハンター保険では免責となる「わなの使用に起因する事故」についても本制度では補償対象としております)
- 都道府県もしくは県猟友会の指示のもと、組織的な捕獲活動を行っている際、猟友会構成員への指示に不備があり、その結果として対人事故が発生してしまった。
(一般的なハンター保険では免責となる「団体(都道府県、県猟友会)が法律上の損害賠償責任を負った場合」についても本制度では補償対象としております)



(6) お支払いの対象となる損害:

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
③緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	対人事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用	この保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が負担した、その額および用途が社会通念上妥当と認められる次の費用 ・事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 ・事故現場の取り片付け費用 ・被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用 ・通信費 ・書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用 ・対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金(香典を含みます。) ・見舞品購入費用 ・上記に準ずる費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。上記⑥の費用については、支払限度額を限度に、支出した費用をお支払いします。

(7) 保険金をお支払いしない主な場合:

- 保険契約者または被保険者(補償を受けることができる方)の故意
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
- 次の事由に起因する損害
 - ア. 法令で禁止されている場所において使用された銃器または猟具
 - イ. 捕獲者以外の者に譲渡または貸与された銃器または猟具
 - ウ. 銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可を受けずに捕獲者が所持している銃器
 - エ. 他人の猟犬の殺傷

等

2. 鳥獣被害対策 傷害保険(総合生活保険(傷害補償))

準記名式契約特約(一部付保)、管理下中のみ傷害危険補償特約、往復途上の傷害危険補償特約セット

■被保険者が狩猟者団体に雇用されており給与等の支払いを受けている場合は傷害保険のご契約ができません。政府労災等での補償をご検討ください。

本保険商品は、都道府県が主体となる被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業の活動中に、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)

お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレットの内容をご確認ください。

都道府県が主体となる被害防止対策(*)および指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行中や、自宅から捕獲場所への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いします。

(*) 都道府県が主体となる被害防止対策とは、都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策を指します。

(1) 傷害保険の特徴:

- 手術保険金のお支払いが可能です(一般的なハンター保険では対象外)。
- 自動車に搭乗中の事故、自動車との衝突・接触等に起因する事故も補償対象となります(一般的なハンター保険では対象外)。



実際の事故例

- 斜面を下った際に雨でぬかるんだ箇所ですら腰から転倒した(通院26日)
- 鳥獣をわなから外す際に逆襲に遭い、手術が必要な程の重傷を負った(手術1回・通院36日)
- うっそうとした藪の中で鳥獣を追い払っていたら目に枝が刺さってケガをした(通院5日)

(2) 加入対象者・被保険者:

●パターン1

加入対象者(保険料負担者): 各都道府県

被保険者: 都道府県が指定する県猟友会に所属する猟友会構成員

(但し、都道府県が主体となる被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります)

●パターン2

加入対象者(保険料負担者):各県猟友会

被保険者:県猟友会に所属する猟友会構成員

(但し、都道府県が主体となる被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります)

(3)保険料:

1人あたりの年間保険料 15,480円

ご加入は、都道府県が主体となる被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する猟友会構成員数の1日あたりの予想最大活動人数でお申込みいただきます。

(ご参考)保険料計算例:

構成員1000人の県猟友会であっても、都道府県が主体となる被害防止対策に従事する1日あたりの最高活動人数が200人の場合、保険料は以下の通りとなります。

$200人 \times 15,480 = 3,096,000円$

最大活動人数に変更があった場合は遅滞なくご連絡ください。保険料の精算が必要となります。最大活動人数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なくご連絡がなかったり、増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は、保険金を削減してお支払いします。なお、追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合はご加入を解除することがあります。

(4)補償内容:

保険期間:1年間、団体割引:5%

	補償内容
死亡・後遺障害保険金	300万円
入院保険金(1日あたり・30日限度)	3,000円
手術保険金	1.5万円(入院中以外)または3万円(入院中)
通院保険金(1日あたり・30日限度)	3,000円

・手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

・往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たすことが必要です。

(a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること

(b) 活動日・場所が客観的資料(活動報告書等)で確定できること

死亡・後遺障害	ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院 ^{*1} したり手術 ^{*2} を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガで通院 ^{*1} した場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

(5)保険金をお支払いしない主な場合:

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの(靴ずれ、しもやけ、日焼けなど)

等

3. 加入手続きについて

お申込みから保険料のお支払いまで

都道府県が主体となる被害防止対策と指定管理鳥獣捕獲等事業はそれぞれ事業ごとの加入となります。

また、加入依頼書も事業ごとに分かれておりますのでご注意ください。

都道府県が主体となる被害防止対策については(様式1)を、指定管理鳥獣捕獲等事業については(様式2)をご利用ください。

両事業ともに補償対象とする場合には、(様式1)と(様式2)の双方のご提出が必要です。

(1) 年間加入の場合

様式1もしくは様式2、またはその双方に必要な事項を記入し、郵送または電子メールにて東京海上日動あんしんコンサルティング(株)へ送付してください。令和7年5月16日(金)までに加入依頼書の発送、加入依頼書記載の口座に保険料のお振込みをお願いいたします。

(2) 中途加入の場合

様式1もしくは様式2、またはその双方に必要な事項を記入し、郵送または電子メールにて東京海上日動あんしんコンサルティング(株)へ送付してください。

保険開始日(補償開始日)は毎月1日です。(例:10月1日)。補償開始日前月の20日までに加入依頼書の発送、加入依頼書記載の口座に保険料のお振込みをお願いいたします。

(例)10月1日補償開始の場合、9月20日までに加入依頼書の発送、保険料振込をお願いいたします。

(3) 保険料表

見積依頼書の依頼をする前におおよその保険料を確認することができます。

加入月	6月(1年間)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
賠償責任保険保険料 (1人あたり)	3,000円	2,750円	2,500円	2,250円	2,000円	1,750円	1,500円	1,250円	1,000円	750円	500円	250円
傷害保険保険料 (1人あたり)	15,480円	14,190円	12,910円	11,620円	10,320円	9,030円	7,750円	6,460円	5,160円	3,870円	2,590円	1,300円

予算要求等で見積書が必要な場合は裏表紙下に記載の【取扱代理店】までメールでお問合せください。

加入依頼書の送付先

郵送の場合:

〒104-0033

東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 公務広域法人部

(鳥獣被害対策総合補償制度担当) 宛

メールの場合:

hunters@web-tac.co.jp まで、PDF化した加入依頼書をご送付ください。

捕獲者名簿について

捕獲者名簿の備え付けが必要です。事故発生時などにご提出いただくことがあります。

加入者証

保険会社から加入者証をご郵送します。(年間加入の場合は7月中旬頃、中途加入は随時)。
加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、東京海上日動あんしんコンサルティング(株)または引受保険会社までお問い合わせください。

4. 事故が起こったら

【報告先】

事故が発生した場合は、直ちに東京海上日動あんしんコンサルティング(株)に電子メールでご連絡ください。メールアドレスは以下の通りです。

hunters@web-tac.co.jp

〈施設賠償責任保険に関して〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

【よくある質問】

Q1:賠償責任と傷害補償、両方加入しなくてはならないか。

A1:いずれか単品でも加入可能ですが、活動が活発化してきたこともあり、両方の補償を備える自治体や団体が増えてきています。

Q2:中途加入はできるか。

A2:毎月1日付で加入できます。手続きの締切は前月20日までです。
(10月1日中途加入希望の場合、9月20日までにお手続きを完了させてください)

Q3:個人で加入できるか。

A3:個人加入は不可です。加入対象者は、自治体、協議会、狩猟者団体です。

Q4:個別勉強会もしくは上席に説明するにあたり同席してほしい。

A4:あいにく少人数で対応しているため、個別の勉強会はお受けしておりませんが、年に数回オンライン(Zoom)勉強会を開催しますので、是非ご参加ください。

Q5:一年間ではなく、狩猟期間だけ加入することは可能か。

A5:狩猟期間だけの加入は不可です。団体制度の継続した運営のため、ご協力ください。中途加入の場合は保険期間の終期が令和8年6月1日午後4時までとなり、更新時には令和8年6月1日から一年間で加入いただきます。

Q6:付き合いのある代理店で加入できるか。

A6:特定代理店のみでのお取り扱いとなります。

Q7:見積依頼はどこにお願いすれば良いか。

A7:裏表紙下に記載の【取扱代理店】へメールでご依頼ください。

■総合生活保険（傷害補償） 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】

■都道府県、猟友会組織の管理下で行う、都道府県が主体となる鳥獣被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。都道府県が主体となる鳥獣被害防止対策または指定管理鳥獣捕獲等事業に参加するために所定の集合場所または解散場所と住居との通常の経路往復中に被ったケガについても保険金をお支払いします。*2

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 ただし下記の要件を満たす場合に限りです。

- ・対象となる事業の活動のために住居を出発する前に、契約者の備える名簿により、被保険者が確定できること。
- ・活動日・場所が客観的資料により確定できること

本契約には、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約がセットされています。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの）に限ります。をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

このご案内は総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介しますものです。

ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

この保険は、一般社団法人日本猟友会をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人日本猟友会が有します。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも

土日祝・

年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
いずれも ・税務相談 : 午後2時～午後4時
土日祝・ ・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
年末・年始を除く ・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)(のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご注意事項 賠償責任保険にご加入いただく皆様へ

<もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、このご案内書等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<他の保険契約等がある場合>

当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合は、この保険契約を他の保険契約等に優先して適用します。

この保険は、一般社団法人日本猟友会を契約者とし、鳥獣被害対策を行う都道府県、県猟友会を記名被保険者とする施設賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本猟友会が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。施設賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

被保険者数が告知事項かつ通知事項(☆)となります。
他の保険契約等*1を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等*2、公的医療保険制度*3が告知事項かつ通知事項(☆)となります。
生年月日、他の保険契約等*1を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等*1を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*3 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

＜共同保険引受保険会社について＞

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）
三井住友海上火災保険株式会社

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202211

＜2022年10月1日以降始期契約用＞

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料・保険料払込方法 |
| ☐ 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【すべての商品に共通してご確認ください事項】

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202211

<2022年10月1日以降始期契約用>

お問い合わせ先

【取扱代理店】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 公務広域法人部

〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

TEL: 03-4332-4010 e-Mail: hunters@web-tac.co.jp <https://www.web-tac.co.jp/hunters/>

【引受保険会社(幹事会社)】

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第一部公務第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 e-Mail: hunter.tmnf@tmnf.jp

東京海上日動火災保険株式会社